

総合支援資金（生活支援費）特例貸付 借入申請書類一覧

借入申込みに必要な書類は、下記のとおりです。

書類	失業した方	収入が減少した方
① 総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】借入申込書	○	○
② 生活福祉資金（総合支援資金）【特例貸付】借用書	○	○
③ 借入申込者の健康保険証の写しまたは、運転免許証等公的機関の発行する借入申込者の顔写真が貼付された証明書の写し	○	○
④ 世帯全員の住民票（原本） ※発行されてから3か月以内、マイナンバーの記載がないもの	○	○
⑤ 収入の減少状況に関する申立書	○	○
⑥ 住居確保給付金支給に関する支給申請書の写しまたは、支給決定書の写し	対象者のみ ○	対象者のみ ○
⑦ 預金通帳（北海道銀行、北洋銀行またはゆうちょ銀行）の写し	○	○

※ ⑥「住居確保給付金支給に関する支給申請書の写しまたは、支給決定書の写し」を提出する場合は、③及び④の書類を省略することができます。

※ 住居確保給付金は、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主に支給します。

対象となる方は、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方です。

ご相談は、お住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。